

平成26年度 東京都税制調査会
第5回小委員会 議事録

日 時 平成26年10月10日（金）午前10時～
場 所 都庁第二本庁舎 31階特別会議室24

平成26年度 東京都税制調査会第5回小委員会

平成26年10月10日（金）10：00～12：22
都庁第二本庁舎 31階特別会議室24

【税制調査課長】 本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

開催に先立ちまして、本日の資料を確認させていただきます。

お手元の一番左側、上から順に第5回小委員会次第、座席表でございます。

また、「第19回地方法人課税のあり方等に関する検討会（〇〇会長プレゼンテーション資料）」を参考資料としてお配りしております。こちらは、先週、3日の金曜日に地方財政審議会のもとに設置されました地方法人課税のあり方等に関する検討会に、昨年度に引き続きまして〇〇会長が御出席されて、都税調の会長としてお話をしてくださいました。その際の資料でございます。

その右側ですが、本日御審議いただきます「答申（素案）」でございます。

机上に配付しておりますファイルには「平成23年度答申」「24年度中間報告」「25年度中間報告」及び今年度の第1回から第4回小委員会の資料がつづつてございます。こちらは適宜御参照いただければと存じます。

よろしければ会議を始めさせていただきます。進行につきましては〇〇小委員長にお願いいたします。

【小委員長】 皆さん、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。

ただいまから「平成26年度東京都税制調査会第5回小委員会」を開催させていただきます。

それでは、早速本日のテーマの審議に入ります。

本日の議題は、次第に載っているとおり、「平成26年度東京都税制調査会答申（素案）について」ということでございます。この素案、机上に配付されておりますけれども、相当の分量がございます。ローマ数字ごとに4つに分かれておりますので、この数字ごとに説明をまず行って、その後に議論を行うという手順で進めていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、まず第I部、税制改革の視点について。まず事務局から説明をお願いします。

【税制調査課長】 資料「平成26年度東京都税制調査会答申（素案）」をごらんいただきたいと思います。今、〇〇小委員長から御説明がございましたとおり、1枚おめくりいただきまして、目次のところですけれども、第I部から第IV部まで分かれておりますので、それぞれ御説明してまいりたいと思っております。

それでは、説明させていただきますが、昨年度または一昨年度の中間報告からの変更と追加点を中心に御説明をしたいと存じます。また、先日、皆様にメールでお送りさせていただいてから、一部内容の修正や、文言の整理、語句の統一などで修正をした箇所がございますので、御了承ください。

また、今回は脚注をつけてページの下に参考資料というものをつけておりますけれども、資料本体は今日を用意してございませんので、御了承ください。次回の小委員会の際には、答申案の巻末に参考資料をきちんとつけていきたいと考えております。

それでは、恐れ入りますが、1ページの第I部税制改革の視点をお開きください。

まず、このページですが、一番下の行からですけれども、「地方自治体の課税権は、地方自治の不可欠の要素であり」、次のページへ行きまして、「地方自治体の自治権の一環として憲法によって直接地方自治体に与えられている、と解すべきである」というこの一文を追加しております。これは、下に注がありますように、〇〇先生の『租税法』からの引用でございます。

また、この2ページですけれども、昨年度はこのあたりに神奈川県臨時特例企業税条例の最高裁判決について記載しておりましたが、それは削除しまして、今回は下から2つ目のパラグラフですが、このパラグラフは前か

らあったんですけども、2行目のところに「税率決定権」という言葉を足しております。

次、3ページにまいりまして、2つ目のポツが追加でございます。「財源保障や地方財政調整については、国は政策の企画・立案段階から積極的に地方と協議し、地方の意見を十分に反映できるようにすることが重要である。こうした協議の場においては、東京都がリーダーシップを発揮していくことが必要ではないかとの意見があった」ということを入れております。

次ですが、4ページにまいりまして、上から6行目からのパラグラフ、最初のポツのところですが、その前段で内閣府の試算を紹介しております。これは昨年度までと同じなんですけど、1つ目のポツのところ「労働参加率の上昇と技術進歩などによる生産性の大幅な向上を前提としており、見込まれた税収の確保には高いハードルがあることに留意しなくてはならない」としてあります。

次に、5ページにまいりまして、上から4つ目のパラグラフですが、こちらは、この3行目のところに、東京都は今までは生産年齢人口のことは書いていなかったんですけど、生産年齢人口のところを追加いたしました。

次は7ページにいきまして、下から2つ目のポツですけれども、非正規雇用の労働条件の説明を入れております。

また、その下は同じなんですけれども、7ページの一番下の行から非正規雇用者は公的年金への未加入率も高いため、将来においても低所得となりうるリスクを抱えているという、このパラグラフを追加しております。

同じ8ページの2つ目のポツのところですけれども、子どもの福祉のところですが、これは、第1回総会での〇〇先生の御講演を参考にして、1つ追加をしております。

次に9ページですけれども、9ページは、下から2行目のところですが、「地球温暖化対策のための税」の国税のほうの話ですけれども、ここは「温暖化対策」という言葉がありましたけど、東京都の国への提案要求の表現に合わせて「気候変動対策」という言葉に修正しております。

10ページにまいりまして、3つ目のポツですけれども、オリンピックのことは昨年度は冒頭のリード文、1ページのところに入れておりましたが、そこに置くよりもこちらのほうがいいだろうということで、オリンピックの関連のパラグラフを「重要な政策課題への対応」というところに入れてあります。

第1部については以上でございます。

【小委員長】 ありがとうございます。

それでは、第I部税制改革の視点について、委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。御自由にどうぞお願いいたします。何かございましたら。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 2ページのところなんですけど、税率決定権を入れられたことの御意図は何でしょうか。

【税制調査課長】 2ページの下から2行目のポツですね。

【小委員長】 これは、〇〇委員もたびたび小委員会で御発言されているとおり、制限税率をやめることも含めて、税率決定権のことはこの小委員会でもたびたび議論になっております。そこで、こういう点も含めたということなんです。

【委員】 じゃ、制限税率の撤廃というのは名称にしないということですか。後で出てくるんですか、それは。

【税制調査課長】 後で出てきます。

【小委員長】 ここは総論ですので。

これはよろしいでしょうか。〇〇委員、どうぞ。

【委員】 2ページ目の一番上のところで〇〇先生の『租税法』から、自治体の課税権が直接憲法によって与えられていると解すべきだということを引用しておられます。確かに『租税法』では、このように書いてあるんですけども、実はその後にはただし書きがあって、これ、実は憲法なのか自治法なのかと、古くからのいろいろな

論争がある中で、〇〇先生もそこは留意をつけた上でこの書き方をされているので、ここだけ抜いてこういう形で取り上げてしまうのがいいのかどうかというのは若干気になったんですね。だから、憲法によって保障されているんだけど、その中で運用上のいろいろなルールがあって、そこに自治法なり地方税法なりの考え方があるというところでむしろ議論をしていくというような考え方で〇〇先生は記載されていたと思うので、これをここに挙げることをどういう意図でされたのかということところが若干気になったんですけども。

【小委員長】 これは、課税権の重要性を強調するための文章ですが、御指摘をいただきましたので、ここはもう一度このテキストを読み直します。また、学会の議論の状況を確認させていただいて、調整が要るかもしれませんが、検討させていただきます。ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。〇〇委員、どうぞ。

【委員】 地方分権の推進のところですが、私は前にもこの問題について発言をしておるんですけども、都税調としてこういう趣旨の発言をすることは当然のこととして、実態としては、地方に税源そのものがないということで、なかなか地方分権の推進ということの実態が伴ってこないということがあるということをおし上げておきたいと思います。

これを読んで、実際にこれができるのかという質問を受けた場合にどう答えるかという問題もあるかと思うんですけども、そういう難しい問題が実際にはあるんじゃないかというふうに思っています。

【小委員長】 ありがとうございます。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 3ページの新しいところなんですけど、真ん中の財源保障云々。これは最後の文はどうなんですか。ほかの都道府県が、鳥取県とかが聞いたら、ケツとか思うような気がするんですけども。どうしても東京都さんとほかの弱いところの利害というのは多分対立していると思うんですけども。

【小委員長】 はい。これは小委員会での発言でしたか。

【税制調査課長】 こちらは小委員会でいただいた意見をもとにつくっております。東京都がリーダーシップを発揮していくというこの御意見は、東京都の好きなようにするという意味ではなく、東京都ももっとほかの自治体のことも考えてというような御意見が結構ありましたので。

【委員】 じゃ、そのように書かれたほうがいいんじゃないですか。

【小委員長】 わかりました。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 本当に都民がそう思っているんですかね。自分たちが払った税金が都民のためでなくほかのところへ持って行かれるのは本当は嫌だというふうに思っている都民もいると思うんですよ。だから、もうちょっと都民のことも考えないといけない。つまり、確かにこちらにいらっしゃる委員の方の中には、地方のことをもっとおもんばかれという御意見の方もいらっしゃるんですけども、やっぱり東京都税調ですから、都民のことを一番に考えるというのがないと。余りにほかの地方圏の道府県のことばかり考えて都税調で答申を出すというのは、ちょっとマイナスがあるという感じがします。

【小委員長】 ありがとうございます。

この点、いかがでしょうか。ほかの委員の方からも。よろしいでしょうか。

それでは、〇〇委員。

【委員】 8ページの下のところ、東京はこれまで国の成長を牽引しているという役割を書いておられて、先導しなければいけないというふうになっていまして、そのとおりなんですけど、前にも申し上げたように、活力ある経済社会を目指すという場合、日本の場合、それを下支えしているのは中小企業ですけども、その中小企業は東京が一番数が多いんですね。全国の企業数の9.9%ぐらいが中小企業ですけども、そのかなりの部分は東

京都で、数から言えばもちろん一番多いわけですが、そこが活性化しないと活力ある経済社会を目指せないので、8ページから9ページにかけて後ろのところに、「中小企業が最も集中している東京都では、中小企業に配慮して、活性化させるということも極めて重要だ」という記述が必要じゃないかなということが、前にも希望しましたけれども、入るか入らないかは別として、私の立場からお願いをいたします。

【小委員長】 ありがとうございます。

まず、3ページのほうのリーダーシップのところですが、いろいろな御意見を伺いました。その取り扱いといえますか、表現といえますか、どういう扱いが適当か、再検討させていただきます。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 私はリーダーシップを発揮していくことは必要だと思います。ということで、そこは1点つけ加えさせていただきますが、どういう意味でということかは御意見がいろいろあるだろうと。

【小委員長】 わかりました。ありがとうございました。そこは、皆さんの御意見を伺いましたので、表現を検討させていただきたいと思います。

それから、8ページから9ページにかけてのいわゆる中小企業をという形での言及をどうしたらいいかということも、こども考えさせていただきます。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。第Ⅰ部につきまして。

それでは、第Ⅱ部にいきたいと思います。よろしいですかね。

それでは、第Ⅱ部、税制改革の方向性について。これについて事務局から説明をお願いします。

【税制調査課長】 それでは、素案の11ページをごらんください。Ⅱの税制改革の方向性でございます。

基本的な考え方ですけれども、11ページは変更しておりませんので、次のページにいきまして、2つ目のポツの「Ⅰ-3-(1)」で述べたとおりというところで、「日本は人口の減少過程に入っていると同時に、世界でも類を見ない速さで少子・高齢化が進んでいる。こうしたことから、今後、税目別の税収構成比が大きく変化することが考えられる。どの税目を基幹的税目とするかということは国の政策体系に関わる重要な論点であり、きちんとした議論を行う必要がある」。ここを追加しております。

次に、13ページにまいりまして、地方消費税、消費税でございます。

こちら、14ページに進んでいただきまして、表の下でございますが、これは今年4月に消費税率が引き上げられましたので、表現を変えたものでございます。

また、15ページは、軽減税率の部分がございましてけれども、ここは26年度の税制改正と与党税制協議会の動きなどを入れてアップデートしたものでございます。それは上からの3つ目のポツのところと、下から2つ目のポツのところです。

次、19ページに進みまして、3の法人事業税、法人住民税及び法人税のところでございます。

19ページの3つ目、4つ目、5つ目のポツをごらんください。こちらは前回の小委員会御議論がございまして、昨年度中間報告にはなかったパラグラフなんですけど、加えております。

法人所得課税を実際に負担するのは、株主、債権者、事業者及び消費者であるが、それらの人々は必ずしもその法人の事業所所在地に居住しているわけではない。

しかしながら、前述したとおり、法人が事業活動を行うにあたっては、地方自治体の様々な公共サービスを受けており、その便益も株主、従業者等が享受する。特に、東京には企業が集積することに伴い、従業者など膨大な昼間流入人口が集まっている。これらの人々も都の公共サービスを受けており、法人に課税することで、間接的に負担を求めるものである。

地方法人課税は、原産地原則に基づき、所得循環の生産局面において課税するものである、としております。

こちらは前期の最後の23年度答申にございまして、それをそのまま持ってきております。この3つのパラグ

ラフを加えた関係で、この節の中の段落の順序を変更しておりますけれども、それ以外のところで表現は変えたりはしておりませんので、あとは数字のアップデートくらいになっております。

次に、20ページにまいりまして、下のほう、(2) 法人実効税率のあり方 (ア) 最近の動きでございます。

こちら、今年1月の安倍首相のダボス会議での発言を入れておりまして、21ページに進みまして、上の2つのパラグラフで骨太の方針に設定された目標などを記載しております。

その次のパラグラフで「法人実効税率の引下げと併せて、租税特別措置の見直し等による課税ベースの拡大が議論されている」と。26年度の与党税制改正大綱においても、「税制の中立性や財政の健全化を勘案し、ヨーロッパ諸国でも行われたように政策減税の大幅な見直しなどによる課税ベースの拡大や、他税目での増収策による財源確保を図る必要がある。」としております。ここは最近の動きですので、新しく変えた部分でございます。

21ページの(イ)の諸外国との比較でございます。

まず最初のところは、ここで議論されている法人実効税率という言葉は何かという説明をしております。昨年度もしておりますけれども、昨年度は「財務省などが使っている」という表現があったんですが、それを取って、通常、法人実効税率と呼ばれるものということで、損金算入されることを調整した数字であるということを説明しております。

次、22ページにまいりまして、4つ目のポツから、諸外国の税率引下げと併せて課税ベースを拡大する税制改革について記載しております。このうち、スウェーデンと、その下にドイツ、23ページの最初のほうにオランダがございますけれども、スウェーデンとドイツについては昨年度も簡単に説明しておりましたけれども、今回は分科会の調査結果なども踏まえて、スウェーデン、ドイツ、オランダ、スウェーデンとドイツについてはヒアリングで得られた企業側の声も紹介しております。

23ページにまいりまして、(ウ)の税率引下げの効果でございます。

昨年度の中間報告では、法人課税に関する最近の動きというところに記載していた内容で、内容は変わっておりません。

24ページの2つ目のポツですけれども、昨年度も書いておりました税率の引下げにあたっては、課税ベースの拡大等による財源確保を図るべき。昨年度は「仮に実効税率を引き下げる場合には」と書いてあったんですが、ここでは「引下げにあたっては、課税ベースの拡大等による財源確保を図るべき」としておりまして、その後「雇用や国内投資に確実に繋がっていくのか、その政策効果を検証する必要がある」ということを新たに追加しております。

それから、その下の「なお、今後一層の少子・高齢化の進展を踏まえ、財政健全化に向けた更なる取組が求められる中で、一律に法人実効税率を引下げることが喫緊の課題なのか疑問であるとの意見もあった」ということで、小委員会での御意見をここに加えております。

次に(エ)の地方の法人所得課税という項目でございますが、こちら、地方の法人所得課税のことは、今までももちろんずっと書いておったんですけれども、今回新たに小見出しをつけました。「我が国の実効税率が高い理由は諸外国に例の少ない地方法人所得課税によるものとする意見がある」と。これはもともと書いてあったんですが、この後にちよっと説明を入れまして、この実効税率35.64%のうち、地方法人所得課税分は10.89%であると書きまして、次のパラグラフも今までの文章なんですが、「我が国では地方自治体が担う公共サービスなどの範囲が諸外国と比べて広いという特徴があり、その果たしている役割の大きさも考慮する必要がある」として、ここで新しくドイツについて、ドイツでは、実効税率のうち、地方法人所得課税分が29.95のうち13.76であると。これはドイツにおいても地方、州と市町村ですが、研究開発や雇用関連の助成など、企業活動に対する支援策を講じており、それに応じて法人が一定の負担をしているためと考えられるという、ここを記載しております。

25ページですけれども、(3)の企業の公的負担の状況ということでございます。

こちら、昨年度は「法人企業の公的負担のあり方」というタイトルだったんですが、内容が個人事業主も含む記述となっているので、「法人」という言葉を取って、「企業」としました。また、「あり方」と書いてあったんですが、あり方というほどではないので、状況を書いているので、「状況」という形で「企業の公的負担の状況」という小見出しにいたしました。

その後の内容は、昨年と同じなんですが、次のページに進みまして、2行目から「当調査会が推計した」というところが新しい記述でございまして、こちらは前回の小委員会で御議論いただいたところですが、企業が負担する国税・地方税（所得課税、資産課税、付加価値税を除く消費課税の合計額）及び社会保険料の合計額を対名目GDP比でみると、我が国の12.7%に対し、スウェーデンでは17.9、アメリカ7.0、ドイツ12.0、オランダ15.1であったという、これを足しております。

そのページの(4)外形標準課税についてでございます。

こちら今までと同じ趣旨で書いておりますが、4つ目のポツを新たに加えてございまして、ここは2行目ですけれども、「現在、法人実効税率の引下げが検討される中で、課税ベースを拡大し、法人課税を広く薄く負担を求める構造に変えるために、外形標準課税の見直しが議論されている」という話を追記しております。

次、27ページにいきまして、分割基準は変更ないんですが、(6)超過課税について。こちらは全く新しい項目でございまして、超過課税のことを初めて書いております。

1つ目のポツで「法人事業税及び法人住民税は、財政上その他の必要があると認める場合に限り、地方税法に規定する標準税率を超えた税率で課税することができる」と。

28ページにいきまして、東京都は大都市特有の財政需要をもたらしている企業に応分の負担を求めるため、課税自主権を活用して超過課税を実施していると。

次の段落で「法人実効税率引下げの議論の中で、この都における法人事業税及び法人住民税の超過課税を自主的に廃止または引き下げるよう求める動きがある」と。

しかし、超過課税は地方自治の重要な要素である課税自主権の行使であり、地方自治体が地域の特性を踏まえ、自らの責任において実施するものと。また、この超過課税は、多数の地方自治体で実施されており、仮に都だけが超過課税の廃止等を行った場合、東京への企業の集積をさらに加速させることも懸念されると書きまして、小委員会の御意見で、最後に「地方自治体が地域の課題解決に向け、自ら財源を確保していくためには、法人事業税及び法人住民税に設けられている制限税率を廃止するよう国に要望すべきではないかとの意見があった」というふうにしております。

28ページ(7)今後のあり方は、変更してございません。

【委員】 長いからここで一回切ったほうがいいんじゃないですか。前半で。法人税と個人住民税がごっちゃになるような気がします。

【小委員長】 そうですね。時間もまだ今30分ぐらいということなので、第Ⅱ部のうち1から3までということになりますと、基本的な考え方、それから、地方消費税、消費税、それから、法人課税ですね。法人事業税、法人住民税及び法人税ということで。1から3までのところについて御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】 済みません、先にちょっと言っておきたいことが。

【小委員長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 これ、前回、分科会の報告についてお伝えさせていただいて、それに基づいて今回、答申案が出ているんですけれども、実は分科会でも前回、企業の公的負担の数字をどう出すのかということに関して、委員の方から御意見をいただいて、調整をしているんですけれども、まだこれ、調整が最終的に確定できていない上

での数字になっていまして、例えば、26ページのところの一番上のポツで、企業が負担する国税・地方税及び社会保険料の合計額の対GDP比というのが入っていて、下の30で注が入っているんですけども、実はこれ、付加価値税の中にアメリカの売上税がまだ含まれている状態で、このあたりをどうするかというところ、まだ分科会のほうで調整が必要なので、とりあえずこれは暫定的なものだということで御理解をいただければということだけお伝えさせていただきたいと思います。

【小委員長】 その点について、事務局から。

【税制調査担当課長】 補足させていただきます。

アメリカの売上税使用税は含まれていない計算になっております。当初ここは数字を何も入れずにも考えたんですが、暫定でも入っていたほうがイメージも持てると思いましたので、今、暫定数字を入れております。〇〇委員のおっしゃるとおりでございます。

【小委員長】 ありがとうございます。

じゃ、この点は、またちょっと調整させていただきます。

それでは、〇〇委員、どうぞ。

【委員】 何点かあるんですが、順番に前からいくと、21ページですけども、実効税率の最近の動きですが、骨太の方針の閣議決定では、数年で20%台に引き下げるといことも書かれているんですが、この引下げは来年度から開始するとも書いてあるんですね。ですから、これははっきり書いておかないと、今後の議論の大前提ですので、覆せないと思います。ですから、政府としては閣議決定しているので、来年度から引き下げることコミットしていると。それを踏まえた上で我々が何を言うかということを考えなければいけないということなので、事実として来年度から開始するということまで21ページには書き込むべきであると思います。

それを受けて、23ページから始まる税率引下げの効果ですけども、確かに疑問視する意見があるというのはいいんですが、今さら引き下げると言ってもしょうがないということ踏まえるべきだと思うんですね。政府は引き下げると言っているわけですから。ですから、引下げの効果について検証すべきだということは、これは引下げに賛成しようがしまいが必要なもので、24ページに書いてあるのは、それはそれでいいと思うんですけども、そのこのトーンですね。去年までの文章は、引き下げると決めていない段階での文章だったので、確かにいろいろ意見があって、本当に効果があるかどうか疑問だということもそのとおりでと思います。けれども、ただ、もう引き下げると決めてしまった政府に対して、我々が何を言うかということ踏まえると、もう少し書き方を工夫する必要はあるのかなと思います。

それから、次は、先ほど〇〇委員の26ページのところなんですけれども、26ページのところは、確かに「このように我が国の公的負担は、現時点では諸外国と比べて高いとはいえない状況にある」ということなんです、高いとも低いとも、どう言ったらいいんでしょうかという感じではないかと思うので、高いとはいえないと言いきってしまっているのかなと、ちょっと疑問があります。

それから、27ページの一番上ですけども、法人事業税ですけども、法人事業税、付加価値割等、確かにこれまでも都税調でそう言ってきたと。この文章、踏襲しているということですが、今回、議論がさらに法人実効税率引下げを前提とした議論で含まれているのは、中小企業、中小法人に対する外形標準課税の適用拡大という話でして、それは、今まで以上にかなり真剣に検討される方向であると私は認識をしております。

それに対して、引き続き負担に配慮しつつという都の立場、あるいは他の道府県も同様のスタンスをとっておられるということですけども、その都の立場について本音でそう思っているのかということところは、もうちょっと真剣に考えなければいけないと。つまり、政府税制調査会でも議論があるわけですけども、外形標準の適用拡大を言っておきながら、結局は大企業だけの適用拡大という話で、本当に外形標準がいいと心から思っておられる方々は、なぜ中小企業まで適用拡大しようという御意見にならないのかという不整合があるわけですね。

確かに事務手続的に考えて、中小法人にこれを適用拡大することがいいのかと。私は全然違う意味で適用拡大するのはいかかかと思っています。つまり、外形標準課税はいい税だと思っていないので、そんな税を中小企業まで拡大していいのかと思っているんですが、それはちょっと置いておいて、少なくとも外形標準課税の適用拡大という話を、引き続き中小法人に配慮する。去年までは確かに実効税率を引き下げると決めていないので、この書き方でもよかったのかもしれないですけども、引き下げるということになったときに、代替財源として外形標準の適用拡大という話が出てきていて、かつ、これが来年度の話だけではなくて、数年間で20%台といっている議論で、しばらくこの議論が続く可能性がある。そのときに、本当に中小企業に対して外形標準適用拡大をするな、ないしは配慮をちゃんとしろということをお願いするのか、それとも外形標準課税の適用拡大はある程度やむを得ないことなのかというところは、そろそろはっきりさせないと。ぼかしてしまうと、結局何も意見を言っていないも同然という扱いにされてしまうという可能性があるのではないかと。

つまり、中小法人に適用拡大するなということ、すなわち、外形標準課税というのは大企業税だと。つまり大企業だけしか課税されないというタイプの税だと。もし外形標準の適用拡大が全て、つまり、大企業に対して法人事業税の所得割をゼロにするところまではいかないとは思いますが、限りなくゼロに近いような状況、つまり、大企業に対して法人事業税は外形標準課税がほぼ全面的に適用されることになると、同じ法人事業税という名前でありながら、大企業は外形標準で、中小企業は所得割というとても変な税になると。これは総務省もそうなるのはちょっとどうかという心配をしておられる節もあるんですけども、そういうことまで議論は進むような方向性にもなっていたりする。そういうことなので、外形標準課税の位置づけを大企業だけでいいということにしてしまうのか、それとも引き続き配慮という言葉でぼかしながらも何も言わないというスタンスをとり続けるのか、それとも中小企業に対する外形標準適用拡大をどうしろというのか、というのは、踏み込まないといけない時期にきているのかなと思います。

それから、最後、28ページですけれども、前段の記述と矛盾する記述がここに入っている点が大変気になっております。3つ目のポツですけれども、5行目です。仮に都だけが超過課税の廃止を行った場合、企業の集積がさらに加速すると言っているということは、やっぱり税率が効いていることを認めているのですか、ということですね。その前段では、国際競争では、別に必ずしも実効税率が効いていないと言っておきながら、ここだけ効いているというのは明らかに矛盾しているわけですね。ですから、どっちかですね。これを書くならば、確かに前年度も書きましたけれども、国際的に実効税率だけが企業立地の全てじゃないというのを全面的に削るということにするか、前者を残すなら、後者は矛盾しているのを削るかのどっちかじゃないかと思います。

以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。

5点、御意見をいただきました。いわゆる「基本方針」、俗に言う骨太方針における政府の決定の状況についての記述ということと、その上で税率を引き下げることで政府の方針は決まっているので、それを前提とした書き方にすべきだろうということでございます。

それから、「高いとはいえない」というのは、これは表現の問題。ちょっとこれは考えます。

あと、中小法人の取り扱い。外形標準をよしとしながら、中小法人についての負担に配慮するという。これはここでもずっと議論しながら、こういう表現にしてきたという経緯がございます。それを今回の素案では踏襲しておりますが、これをどうしたらいいかという御意見ですね。

それから、28ページの点は、確かに私も今改めて見直しますと、今、〇〇委員の言われたのはなるほどそう思います。こちらは表現について書きかえが必要かなと思います。

〇〇委員、どうぞ。どこですか。

【委員】 今の28ページですが、私には余り違和感がなくて、むしろグローバル企業が税率を見て、どの国

に立地するかということ判断するのと、国内の企業がどこに本社を置くのかということとは、移動に対するコストとか、立地を決める際の判断基準が全然違うと思いますので、都だけが超過課税を廃止した場合に、国内の企業が本社を東京に移転するかという話とは全然違う世界のものだと思います。ですので、この2つの記述というのは、ある意味別の世界の話なので、両立し得るんじゃないかというふうにも思いますが、いかかでしょう。

【委員】　そこをわかりやすく書けばいいんじゃないですか。いろいろ誤解は当然起こるような表現だと思うので。

【小委員長】　わかりました。今、御意見を伺いましたので、ここの表現について検討させていただきます。ありがとうございます。

〇〇委員、どうぞ。28ページですか。

【委員】　28ページの点なのですが、今、〇〇委員と〇〇委員がおっしゃっているのとは違う視点で28ページのところが気になっています。ここはイデオロギーを示していると思うんですけども、先ほどのリーダーシップ論と実は同じ、僕にとっては裏表の議論になっていると思っていて、東京都が他の都府県や他の自治体を気にしているんだというような文面にも読めるわけです。つまり、東京都はもっと企業を集中させちゃっていいんですか。そうならないように、東京都は自主的に高い法人税率をキープしているんですよという、そういうふうにも読めるわけです。ですから、そういう意味で、先ほどのリーダーシップ論に対する捉え方というのは、先ほど小委員長は上手にうまく対処しますというふうにおっしゃっていただいたんですが、対処のやり方によっては、そこそこでの部分とに齟齬が生じてくるのではないかと思うんです。

ですから、先ほど〇〇委員が、東京都民のことを考えたら、もう少し都税調としての報告書のトーンはおのずと変わるだろうとおっしゃられましたけれども、国の税調だって国民に対して痛みを伴う発言を折り込んでいるわけですから、都税調として、都民にやや痛みというか、損すると思われるようなことであつたとしても、必要であるならば、それを答申に書き込んでいくことというのは、僕はあつてしかるべきだと思っています。それゆえ、先ほどのリーダーシップ論とあわせて、ここは都の本当の立場を問われている部分なんだと僕は思っています。

【小委員長】　〇〇委員、どうぞ。

【委員】　〇〇委員のお考えは一貫しておられると思うんですけども、地方のことをおもんばかれというのは、都民のためにそう言うべきだというのが私の立場です。多分主税局もそういう立場だと思うんですけども、つまり、地方交付税をはじめとする財政調整をきちんとやってもらわないと、東京に地方法人特別税とか、あのような形で極めて税制として美しくない姿で懐に手をつ込まれると。それは都民のためじゃないだろうということだから、別に代弁しているわけでも何でもないけれども、予防線のために地方のことをおもんばからないと、結局東京都民に災いが降りかかってくる。そういう範囲ならばわかるんだけど、我々が学会で議論しているときのようなスタンスで都民に訴えても、それは心にしめないんじゃないかと。それは学者の立場と都民が置かれている立場はそれぞれいろいろあるので、そういうことです。

【小委員長】　ありがとうございます。

なかなか一つにまとまらないような意見がいろいろ出ております。そこでどういう表現を考えるかということで、今ちょっと答えは出てこないのですが、しかし、御意見がいろいろとあることはわかりましたので、そこを踏まえて文案を検討させていただきます。ありがとうございます。

あと、〇〇委員から御指摘いただいた点、いろいろございましたが、それにつきまして、何か御意見がございましたら。〇〇委員、どうぞ。

【委員】　〇〇委員の今の28ページの御説明を聞いて、例えば、廃止等を行った場合、海外からの東京都への企業の集積をさらに加速させるということでしょうか。伺っているとそういうふうに感じました。先ほどの御

説明ですね。

それから、次に、かつて東京都が、法人の海外展開と公的負担というアンケート調査をやりましたね。せっかく東京都がやった調査なんだから、23ページの(ウ)の2番目のボツのところは、これを踏まえて、東京都アンケート調査の結果を述べた上で、経済産業省が行ったアンケート調査でもというふうに、せっかくやっていることを入れたほうが私はいいのかなという感じがします。こういうグラフがある資料ですね。それをこの委員会でいただいているので、せっかくの調査ですから、そういうものを踏まえた上で、いいのかなというふうに思います。

それから、27ページの〇〇委員の意見ですけれども、引き続き中小企業の負担に配慮しというのは、毎度、抜かさないとほしいというふうに要望している私として、それをこういう形でいただいているのはありがたいと思っています。

日本商工会議所が9月17日に発表した税制改正に対する意見でも、外形標準課税というのはそもそも断固反対だと言っているんですが、反対の理由は、固有の地域経済に甚大な影響を及ぼし、ひいては我が国経済社会の発展を阻害するという趣旨ですね。それから、もう一つの大きな経済団体の経団連も、これは9月19日に公表していますけれども、外形標準課税について中小企業を適用対象としないということを、明記しています。そういう企業からはっきりとした要望が出ているということに、ぜひ耳を傾けていただきたいわけでありまして、もちろん私も税理士会も断固反対です。それはなぜかということ、外形というのは、別に担税力の指標にはそれだけでは足りないわけでありましてね。もちろんこういう状況の中で外形標準課税を入れたという経緯もわかっていますし、東京都は私も大賛成をした銀行税というのも入れたぐらいですから、そういう意味では一定規模の企業について外形標準課税に取り込むということは、現在必要かというふうには思いますけれども、翻ってみると、外形標準課税というのは必ずしも公平性を保っていないということは、過去の我が国の議会でもはっきりと明示しているわけでありまして。営業税ができてから、ずっと外形標準課税だったけれども、これは非常に不公平だという議論が帝国議会でもなされ、営業収益税になっているわけでしょう。ですから、歴史的な経過を見ても、外形だけで課税できるかというのは、日本の税制史の歴史からいっても、もう既にはっきりしていることです。ただ、やむを得ないから、全部外形にするわけではなくて、一部外形を取り入れているというのが現状でありますね。それを中小企業に及ぼすと再生産を阻害するような要因になるというのは、さっきの日商の意見などでもあるわけですから、これは引き続き中小企業の負担に配慮しというのは、私は当然のことだと思います。最初に私が申し上げたように、東京都は、最も大企業が多い地域でありますと同時に、日本で最も中小企業が多い地域ですよ。そういうことを配慮しながら地方からの発言をするわけであって、政府税調と同じようなトーンで議論しなきゃいけない、結論がそうでなければいけないということは全くないので、ここで私は、27ページのこの表現でいいのではないかな。もっとも中小企業というのはどの範囲にするかというのは議論の多いところだと思いますし、今、払込資本金をメルクマールにしているわけですが、それがいいのか悪いのかとか、そういう議論は私があってもいいかというふうには思っておりますが、基本的にはこれは当然残していただきたいというふうに強く希望します。

【小委員長】 ありがとうございます。

この点について、〇〇委員、どうぞ。

【委員】 〇〇委員がおっしゃるとおりだと私も思います。それなら、むしろこの書き方は、「中小企業への適用拡大を避け」とか、そういうふうにもう一段踏み込んでおっしゃられてはいかががでしょうか。

【委員】 お願いします。大賛成でございます。

【小委員長】 ほか。〇〇委員、どうぞ。

【委員】 先ほどの私の説明の仕方がよくなかったのかもしれないんですけども、恐らく東京都が超過課税

をかけていることで国と地方を足した実効税率が高く出てしまっていて、東京の数字を使って国際比較をすれば値が高くなる。したがって、東京都が超過課税を下げれば、その数字が下がるではないかというところで、超過課税を下げろという狙い撃ちの話が出てくるかもしれないという、そういう懸念からこういうふうに書かれているんだと思うんですけども、それは当然、課税自主権ということを考えた場合に、別に下げる必要もないと思いますし、逆にそれを下げたことで、国内での格差というんでしょうか、東京一極集中をさらに拡大してしまうというような懸念があるという書き方をすることは十分あり得ることなのかなと。つまり、対外的に実効税率だけで企業の行動が動くかどうかは全くわからないので、それによって海外から企業がどのぐらい来るかというところのシグナルになるかというところは大変私も疑問を感じているんですけども、逆に国内のところは、税率というところが一つのファクターになって一極集中を加速してしまうという懸念があるとすれば、やはりそういうふうには言えないというシナリオを描くということはあるんじゃないかというのが私がさっき述べたことでした。済みません、ちょっと舌足らずで申し訳ありません。

【小委員長】 ただいまのは28ページのほうということ。ありがとうございます。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 28ページのところの議論は、流れがよくわからないんですけども、超過課税を実施するのは、最初のポツに書いてある東京都の判断としての大都市特有の財政需要があるかどうかということに尽きるのが基本であって、他の団体との関係でというふうに論ずる必要はそもそもないのではないかと思います。ただ、都の判断として自主的などというところの論拠が足りないという批判なら、それはわかるけれども、それ以外の問題ではほかはどうしているかなどという議論をする必要はそもそもないのではないかというのがまず第1点であります。ほかの自治体と統一したいのであれば、標準税率なり画一税率をかければいいだけの問題であって、あるいは最低税率と最高税率をかけるという議論であって、ここはよくわからないというのが第1点です。

それから、第2点は、実効税率という概念が理解できないからよくわからないんですけども、法人事業税率を下げると実効税率が下がるんですか。それは下がる。それは一体税率というのはどういう概念なんですか。所得にかかっているということなんですか。つまり、住民税法人割のほうはわかるんです。けれども、事業税に関するものは、事実上法人所得税だという意味でというふうな計算だということで、外形標準になれば、そもそも実効税率はゼロになるわけですね。要はわけのわからない議論なので、前回から申していますけれども、妄想の世界なので、全く考えるだけばからしくなるというか、理解に苦しむというのが実効税率という言葉の概念であります。そういう意味不明な言葉を使うのは早くやめたほうが良いというふうに、まず都税調として言うべきなのではないかというのがあります。

それから、もう一つ、ついでですけども、これは前回から言っていますが、19ページのところで、負担しているのは法人ではないのだという話を言っているのであって、その最終的な配分が確かに外形標準をとるとか、法人の所得に注目するとどうなるのかというのは非常に重要な分配問題として大事なんですけれども、要は、負担もしていない人間が何を言っているのかというのがそもそもよくわからないと。負担をしていないのだから、そもそも立地にも影響を与えないというふうな気がするわけでありまして。私は全然これは理解できないということです。そもそも負担もしていないくせに、何を下げるとか言っているのだというふうに、都税調としては言ってほしいな。これは一意見として議事録にとどめておいていただければと思います。

あわせて、21ページの〇〇委員の指摘は、政府の決定については正しく表現せよということは、私もそのとおりだと思いますが、政府の決定があるときに自治体として何をするのかというのは全然別問題でありまして、そもそも法律で決まっている消費税率を上げるか上げないかでさえ議論になるというような国ですから、したがって、たかが閣議決定を前提に議論することなど全くないでしょう。つまり、法律で決まっていることでさえ誰も信用していないと。首相でさえ法律で決まっていることは中立だと言っているような国です。ということは、

全く閣議決定なんか何の意味もないということなので、仮に閣議決定して、あるいは法律が制定され、施行されたとしても、どういうスタンスをとるかというのは全然拘束されるべきものではないのではないかなということ。そもそも議論問題として、法律で決まっているということ、実施する段階で税金を払わないとかいうのは、それはだめですけども、法律の中身について、法人税どうあるべきなのかということについては常にオープンであるというスタンスでなければ、政治的な議論というのはそもそも無意味であるということになりますので、そこら辺はちょっと書き加えていただいたほうがいいのではないかと。政府はこういうふうに関議決定しているよと。だけれども、我々自治体としては思うことがあるから、それについて意見を述べたいという、ポツとして加えておけばよいのであって、政府の閣議決定をそのままのみにするという必要は全くないというふうに思います。

【小委員長】 ありがとうございます。

では、〇〇委員。

【委員】 今、〇〇委員が言われたことも、私も同感で聞いておりました。確かに国税の法人税を下げるという方向で今議論が進んでいるんですけども、東京都としては、今日の全体の報告書のトーンで、法人税率ないしは法人のいろいろな意味での公的負担をきちんと国際比較しながら、法人税率引下げの議論に対して疑問を掲げるということは、一応議論としては自治体としての立場から問題提起をするということは非常に重要なことではないかと思えます。

ただ、その一方で、法人税率の引下げに関する議論がここまで進展した中で、その議論を、きちんと出てきている問題について十分都としての意見を言っていないのではないかとこの点については、私も実はこれを読ませてもらったときに思った点であります。

例えば、典型的には外形標準課税ですね。これについては、これだけ読むと、一応外形標準課税について公的なコメントをつけたということになるわけですけども、ただ、法人税率の引下げがもし行われるようならば、税収、中立的にやるのかどうかというのがまず大きな論点になりますけれども、少なくとも総務省や財務省の観点から言えば、税収中立的にといった場合に、どう考えても外形化というのは最大の弾になっておりまして、これは必ず税率引下げをやるということに恐らくならざるを得ないと思うんですね。

そうなった場合に、このコメントでいいかどうかですね。つまり、外形化をどう評価するかということと、それから、外形化ということについて、恐らく東京都として法人利潤課税、所得課税から外形化ということへいくということは、恐らく東京都の税収ということからすると、どうなんだろうかね。減少する方向にいくのかもしれないですね。だから、そう見た場合に、地方全体の利害、地方税制としての問題関心というのとひょっとすると東京都税調としての問題関心というのが違ってくるのかもしれないという問題があるかと思えます。

同じ論点でいくと、本来は先に言うべきだったかもしれないかもしれませんが、冒頭のところの2ページで、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税についてはかなりはっきりとしたスタンスを表明していらっしゃるわけですね。つまり、国税化というのは、自主財源である地方税を縮小するものであり、地方自治の危機と言うべき事態であるということで、これに対してははっきりと反対すると。私も、この2つについては、きちんと撤廃して事業税に還元すべきだというふうに考えておりますけれども、ただ、今後行われていく法人住民税のほうの交付税原資化、これについてもどういうふうに考えるのかということが都税調にとっても問われると思うんですね。これが行われていくということは、地方法人税収を地方全体で分配してならしていくということなので、どうしても法人課税というのは地方税原則から言うと、偏在性、安定性に欠けるという観点からいろいろな制度改正が行われていくって、交付税原資化というところに向かうわけですが、これに対しては、東京都としては地方税制全体として問題関心と、東京都自身の捉え方はおのずと変わってくるでしょうし、三菱総研に委託されたシミュレーションも送っていただきまして、パラパラと見たんですが、恐らくそういうシミュレーションをされたんですかね。もし

交付税原資化が行われたら、東京都はそれを行わない場合と行った場合、あるいは外形標準に関しても、外形化を行わず所得課税のほうでいった場合、外形化を行われた場合ということで、東京都にとって将来像がどうなるかということはきちんとシミュレーションしておくべき話かなというふうに思います。

全体として、こういった制度改正が行われてきていることの背景には、全国知事会、地方6団体の中で、法人課税に対する税収格差の拡大に対する不満があって、総体として、応益性、偏在性、安定性を高めようという流れがあるわけですね。ですので、こういった方向について、私は肯定的に見ている部分があるんですけども、ただ、都税調としては、税収の将来像、それから、地方税原則との関係から、こういった地方法人課税をめぐって、それから、今般起きている法人税率の引下げに伴う外形標準課税の拡大という動きに対して、一定の見解を表明しておかなくていいのかなと。全然それに対する体系的コメント、都としてのスタンスというのがここからは見えてこないの、大丈夫かなと逆に思った次第であります。

それから、もう一点だけ、28ページの委員の皆様方がコメントされた超過課税については、これも私も〇〇委員と同じ意見で、要するに集積の利益があって、企業は東京都に集まってきているわけですし、東京都としてはそれに対してしっかりと公共財サービスの供給を行っているわけで、それへの対価なんだというラインをはっきり出すべきじゃないか。超過課税を維持するというのであれば。

特別の公共財サービスを都としては供給しているし、企業がここで中枢管理機能を維持管理していくための備えを都として十分やっている。そのために他の道府県よりも、あるいは標準税率の高い税率をかけても、応分のサービスを提供しているということを自信を持って書くべきではないかと思います。

それから、課税しても移動するかもしれません。だけれども、東京一極集中はずっと続いているように、相当な集積の利益があるから企業は集積してきているわけであって、少々の超過課税をしても、そもそも移動することは恐らくないんだというふうに思いますね。

最後に、やはり課税自主権の問題だと思います。国に要請されたとはいえ、地方税に対しては課税自主権というものが尊重されるべきであり、ここは国がどういうふうな観点から議論しようと理解はしても、課税自主権を行使するかの判断は、地方自治体としてしっかりやるべきではないかというふうに思います。

以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。

ただいまの御意見のうち、地方法人特別税、地方法人税に関する記述は、実は第Ⅲ部の地方財政調整制度のところにありますので、そのとき改めて取り上げます。

その他のことについても御意見は承りました。

ほか、〇〇委員どうぞ。

【委員】 どちらかというテクニカルなコメントですが、さっきも何回も出ていた法人実効税率について。これは21ページからの話になると思うんですけども、ここに御説明があるのはいいんですが、もうちょっと何か、これは読み手が誰を想定しているかということによるんですけども、一般の都民を想定しているということであれば、読者は何を言っているかわからないと思います。損金算入ということは、もちろん御存じの方は御存じなんですけれども、普通の人にはこれを見て、表面実効税率、損金算入、何のこっちゃとなってしまう。なので、都民を一応読者として想定するならば、できるだけわかりやすい書き方をされたほうがいいのかと思います。

で、これは前回も言ったと思うんですけども、ようやく法人実効税率という意味がわかったとしても、これは日本特有の用語ですので、それと海外とを比べること自体、僕はよくわからないんです。海外の税率がどういふふうになっているかというのを前回質問したと思うんですけども、よくわからないんですね。

あと、表面税率という言葉もありますけれども、これもわかる人はわかりますけれども、普通の人は何のこっちゃということになると思います。これは要するに法律に記載してある税率ということですよ。だから、法定

税率のほうが、僕はわかりやすいと思います。日本では法定税率という言葉を使わないですか。

【委員】 いや、使いますよ。

【委員】 使いますよね。英語で言うとスタチュトリー・タックスレートなので、何で表面という言葉が使われているんでしょう。まあ、いや、それはどうでも。そういうことです。

あとは、損金算入のことと、ほかの国は実際どういうふうな数字なのか、単に法定税率を足し上げただけなのか何なのかというのを明示されたほうが良いと思います。

それと、法定税率と、経済学者が使うエフェクティブ・タックスレートというのは全く違います。僕らは実効税率と聞くとエフェクティブ・タックスレートとってしまいます。つまり、実際企業がどれぐらい負担しているかということを示す税率（負担率）のことなので、本来だったらそれを比較すべきじゃないかみたいなことも僕もあっていいかなとは思っています。

あとは質問です。21ページの（イ）の諸外国の比較の前のポツですね。与党の税制改正大綱からの引用なので、これそのままなのかもしれませんが、「税制の中立性」と言われているときは、これはどっちのことでしょうか。一般的な税収の中立性とは違う意味で使用しているんですか。元の言葉がこのとおりであったら、何も言いませんけれども、写し違いの可能性もあるかなと思って、一応確認されたほうが良いかもしれません。これこのままだったら、それでいいと思います。

【小委員長】 確認させていただきます。

【委員】 あとは小さいところなのでいいかな。実を言うと気になっているのは、どうでもいいかもしれませんが、11ページの、本当にどうでもいいかもしれないですけども、2ポツのところ、自主財源のことをお話しされているのであれば、地方収入の場合、地方税プラス手数料収入とか、その他の収入がわりとありますよね。だから、4割しかないわけではないですよね。地方の独自の財源が。どうでもいいですけども。

【小委員長】 表現を確認させていただきます。

【委員】 実を言うともっとありそうな気が僕はするんですが、自主財源。ただ、これは国との比較で言っているんで、まあいいです。

【小委員長】 先ほど〇〇委員からお話がありましたように、日本の場合にはいわゆる実効税率という言葉で例の35%前後という数字が出てきますが、ほかにもフランスは33.3%、ほかの国でも損金算入などについて、財務省が調整していると思います。私も最近OECDのレポートを見ました。そこでも同じようなグラフが国の順番に並んでいますが、そこでどういう定義を使っているか、確認させていただきたいと思います。

【委員】 実効税率という言葉が使われていました。

【小委員長】 確認させていただきます。

【委員】 あと、もう一つ、外形標準の議論で、外形標準イコール付加価値割のことを言っているのか、外形標準自体は付加価値よりも広い概念ですよね。だから、ここでは付加価値割のことを例えているのか。外形標準はそもそも担税力を反映していないという話にはなるんですが、ここでは付加価値割のことを言っていっちゃいますよね。だから、そこら辺もはっきりしたほうが良いかなと思います。

【小委員長】 確かに外形標準には付加価値割と資本割がございます。日本の制度でもありますので、その言い方をはっきりとわかるようにしたいと思います。

【委員】 この外形標準課税を拡大することについては、ここの27ページに書かれていますが、昨年の中間報告でも25ページに付加価値割などの外形標準課税の拡大を認める、そういうスタンスであることはつながっているのではないかと思います。ただし、中小法人の取り扱いについてはなかなか難しいと。これは〇〇委員がおっしゃってくださったように、中小法人をどういうふうに関後考えていくのかということについては議論があってもしかるべきだろうと思いますけれども、現段階では、この程度の書きぶりでおさめておくことが私としては妥当か

などと思います。

【小委員長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 会長のおさめということであれば、私もそれは従うつもりはあるんですが、ただ、対外的なことを考えると、何も言っていないに等しいと思います。この表現では、容認しているともとれるし、反対しているともとれると。つまり、どういうことかという、中小法人の定義自体にも今は議論が既に及んでいて、資本金1億円超ということだけで大企業と定義するのでよいのかどうかということがあると。負担に配慮するということは、配慮した結果、資本金5000万以上の企業に外形標準を適用するということになった場合、これは配慮したということだと都税調は認めるのか、それとも、いや、だめだと、それは違うということなのかというのが、この書き方だと非常に曖昧になっていると。私は反対ですので、はっきり「中小企業への適用拡大を避け」とか、「中小企業への適用拡大を認めない」とか、そのようなことに踏み込まないと、もちろん間をとった書き方という意味では、会長おっしゃるようなニュアンスを私もそれはそれとして受けとめますけれども、このままだと何も言っていないと受けとめられる可能性があると。つまり、中間だから、全面的な中小法人への適用は、これは配慮していないことになるだろうということなのだけれども、では、1億円という閾値を変えたところで、大企業という定義を極端に言えば、資本金5000万円超と変えられたときに、今の定義では中小法人は1億から5000万の中に入ってくるということになると、これは認めたことに受けとめられなくもない。

ただ、悩ましい問題は、その続きに応益税としての性格を明確にしていくことは適当であるという、これも昨年ものを踏襲しているわけですが、応益税としての性格ということであれば、なぜ大企業だけに付加価値割を課税することが応益的なのかと。同じ税の仕組みで中小法人に課税するのは応益的でないということなのか。このように、このパラグラフ全体の論理的な整合性にも差し障るところであるので、なかなか書き方は難しいという意味では会長のおさめは私は受けとめますけれども、対外的なメッセージをどう発信するかということには一工夫必要かなと思います。

【小委員長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 外形標準を入れた○○先生の税調のときに、僕は見たことないのですが、総務省の方がおっしゃるのは、あそこで議論して、あそこでシャンシャンして、ちゃんと理論化したじゃないかという議論もあります、御存じか知りませんが、あそこら辺のロジックも一応ちょっと確認されたほうがいいんじゃないでしょうか。前の税調の。

【委員】 そこまで言うと話を蒸し返す。

【委員】 あくまでもサジェスションなので、無視してもらっても構いません。

【小委員長】 ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。○○委員。

【委員】 ちょっと疑問点が2つほどあるんですけれども、1つは、19ページの下から6行目ですか、「地方法人課税は、原産地原則に基づき、所得循環の生産局面において課税するものである」と書いてあるんですが、私はこれが何を意味するかわからないんですよ。何かもうちょっとわかりやすい表現がないんですかということが1つ。

もう一つは、26ページの上から2行目の括弧書きの中で「所得課税、資産課税、付加価値税を除く消費課税の合計額」と書いてあるんですが、付加価値税を除くということは、付加価値税は消費課税でないというふうに見ておるのですか。それから、先ほど、アメリカの売上税は含まれていないようなことを言っていましたけれども、売上税というのはまさに消費課税だと思うんですけれども、その辺のところをこういう表現でいいのかどうかお伺いします。

【小委員長】 ありがとうございます。

19ページのほうですが、原産地原則というものは、要するに、企業活動が行われている場所で課税しましょうということ。最終的に誰が負担するかということにはちょっと措いておいて、ともかく企業活動の行われているところをかけましょうということですね。それが生産局面という表現になっているわけですが、これがわかりにくいと言われると確かに困りますが。〇〇委員、何かございましたら。

【委員】 都民の方に読んでもらうことを前提とするのであれば、わりあい専門的な言葉に注をつけたほうが良いと思います。

【小委員長】 わかりました。ありがとうございます。工夫をさせていただきたいと思います。

それから、26ページのほうは、先ほど〇〇委員からお話ございましたとおり、前回の小委員会でいろいろ御議論がございまして、付加価値税は、あの時点ではたしか半分ぐらいが企業負担であるというような形で計算がなされておりました。今回はそれをどう扱うかということはまだ検討中でございます。

その点を含めて、この段階はまだ暫定的な記述になっておりますので、ここも御指摘いただきましたので、表現と、数字もそうですけれども、工夫させていただきます。

【委員】 プラスもう一ついいですか。さっきの〇〇委員のコメントなんですけれども、これは三面等価がわかっていないとわからないですよ。付加価値の概念と三面等価がわからないと。だから、ここはやはり気をつけたほうが良いと思います。

【小委員長】 19ページのほうですね。わかりました。

それでは、時間のほうがございますので、第Ⅱ部の後半、つまり住民税からです。29ページ以降について御説明をお願いいたします。

【税制調査課長】 29ページ以降、個人住民税、所得税ですが、29ページは変更がございませんで、30ページの控除というところがございますが、ここで3つ目のポツを新しく追加しております。配偶者控除のところですが、見直すべきというような議論があるが、税制のみで問題解決を図ることは困難で、仕事と子育てとの両立支援など総合的な政策パッケージによる取組が不可欠である。また、制度を見直す場合には、現行制度を前提に生活設計している世帯への配慮が重要である、としております。

次、車体課税、31ページにまいりますけれども、最初の3つのあたりは変わっておりません。4つかな。

32ページにまいります、2つ目のポツですが、自動車取得税については、平成26年度税制改正により、26年4月の消費税率8%の引上げ時において、5%から3%に引き下げられたということを記載しております。

次が32ページの下から3行目からですが、26年度税制改正大綱の内容を書いておいて、ちょっと説明させていただきますと、自動車取得税については、33ページの3行目ですが、消費税率10%への引上げ時に廃止する。そのための法制上の措置は、その段階における他の車体課税に係る措置と併せて講ずるとされています。

自動車税につきましては、その下ですが、消費税率10%段階において、大綱を踏まえ、取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税を、自動車税の取得時の課税として実施することとし、平成27年度税制改正で具体的な結論を得る。その大要は以下のとおりとしております。

イからニがその大要なんです、その中でハですが、33ページの下から5行目ですが、ハ、自動車税。排気量割というのは現行の自動車税のほうですが、今はグリーン化特例がありますが、それについては、環境性能割の導入時に、環境性能割を補完する趣旨を明確化し、環境性能割非課税の自動車に対象を重点化した上で、軽課を強化する、としております。

34ページに進みます、昨年度の当調査会での中間報告ではということで、1つ目のポツですが、廃止されることになった自動車取得税については、消費者の購買行動や自動車メーカーの環境技術開発のインセン

タイプとして大きな役割を果たしているので、車体課税の見直しに当たっては、自動車の中にその機能を残すべきと主張しておりました。

そういうことを主張してきましたので、次のパラグラフで、自動車税の中に初年度課税を導入するという改革の方向性については、道路損傷負担金的な性質を帯びていた車体課税が環境損傷負担金的な方向に向けて移行していく第一歩として評価する、としました。

次、35ページにまいりまして、2行目からですけれども、「我が国においては」というところでございます。ここは、どういう課税がいいかということを考えられるということで書いているんですが、ここに今年度は、我が国においては、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化することを目的に、現行の自動車税（排気量割）に加えて、燃費を課税標準とする環境性能割を自動車税の取得時の課税として実施することが適当と考えられる、としております。

昨年度は、このところ、課税標準のところを、例えば課税標準の2分の1を現行の総排気量等の基準により、残りの2分の1をCO2排出基準とすることなどが考えられるとしておったんですが、ここで今回、燃費を課税標準と書いたのは、昨年取りまとめられました総務省の車体課税のあり方に関する検討会報告書の中で、経産省、国交省が、法律に基づいて自動車の燃費基準を定め、燃費値を把握していること、また、燃費値は、エネルギー消費効率を占める指標として消費者に広く浸透していることを記載されておりましたので、CO2排出量というのが法律上具体的に把握することが今要請されていないということで、燃費のほうだったらできるのではないかということが書かれておりましたので、ここで燃費を課税標準としたらいいのではないかということを書いております。

このページの2つ目のポツからは、東京都、都独自のグリーン化についてでございまして、昨年度も記載しておりましたけれども、一番下のポツのところは、先ほどもちょっと読みましたけれども、ハというところで読みましたけれども、グリーン化特例については、対象を重点化して軽課を強化するとされましたというところを書きまして、下から4行目のところから、将来的には初年度に加えて平年度においても、税収確保の観点も考慮しつつ、例えば課税標準の2分の1を総排気量等の基準による、残りの2分の1をCO2排出基準または燃費値とするなどの環境性能課税を導入することを検討していくべきである、という文言を小委員会での御意見を踏まえて追加いたしました。

以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。

それでは、個人住民税関連、それから、車体課税ということで、この2つの分野について御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。〇〇委員、どうぞ。

【委員】 まず所得税なんですけれども、所得税のところについては、30ページ辺りに控除の話も出てきておりますけれども、やはり所得税、消費税の税率の引上げに焦点が当たっておりますが、所得税税収、国際的に見ても、対GDP比で見ても、税収の占める比率が日本は非常に低いと思います。それはいろいろな理由があるんですけれども、消費税を引き上げることでも一方で大事でありながら、所得再分配機能を持っていて、所得に対して税負担を考慮できる所得税の重要性というのはやはり大きいと思います。消費税は、もちろん軽減税率とか、給付つき税額控除とか、できるんですけれども、再分配に限界が、税制の枠内でやるには限界があり、給付つき税額控除をやるにしても、結局所得税の枠組みを使わざるを得ないというところから、所得税の再建が重要ではないかという論点を押し出していきたいなというふうに思います。これは今すぐというよりは将来に向けて。

あと、控除について、所得控除から税額控除へ向けて移っていくべきではないかと。あるいは最終的には手当てというものももちろんあるんですけれども、より税制の垂直的、水平的公平性を担保するには、そういった控除について今後改革していくということが必要ではないか。

同時に、控除については、本当に必要な控除なのか。ここで幾つか論点が挙がっているんですが、年金だとか、保険だとか、あるんですが、給与所得控除にしましても近年見直しが行われてきましたけれども、給与所得控除の必要性はわかるにしても、あの規模で必要かとか、ああいうことも含めて課税ベースのあり方自体が再検討をされるべきではないか。つまり、所得税の課税ベース拡大という問題も俎上に上げていくべきではないかと。

それから、資本所得課税の税率です。日本は非常に低いです。これは国際的に見ましても、本則に戻って20%なんですけれども、それでも低いですので、恐らく資本所得課税の強化も個人的に必要なようになってくるんじゃないかというふうに思っております。

資本課税については以上です。

それで、あと、自動車関連のところは非常によく書いていただいたというふうに思います。基本的にこの記述で全く賛成といいますか、よく書いていただいたと感謝したいと思います。

ただ、例えば35ページに第1番目のポツのところ環境性能割の話とか、一番最後の段落、自動車税の今後環境性能割の導入時においてCO2排出基準などの導入も検討すべきだというふうに書いていただいておりますが、これは将来課題として重要なかと思いますが、現在の議論は、焦点は、取得税がとにかく廃止が消費税率10%に上がる段階でほぼ決まっておりますので、取得税が持っていた財源調達機能とグリーン化機能をどのように残る自動車税で継承していくかということが論点の中心でして、そういう意味では取得税というのは一回限りの購入時段階だけの税ですので、これを初年度課税においてどういうふうに引き継ぐかというのが、今、最大の課題ですね。CO2の課税ベースを自動車税に組み込むという話は、いわば平年度課税の話でして、これは一挙にはできないということから、将来課題に恐らくペンディングされていまして、地財審ではほとんど議論をしておりません。専ら初年度課税の環境性能課税の設計問題ですね。ここに関して、これもやはり自動車業界から非常に大きな懸念が示されておまして、自動車業界としては、取得税廃止を要求して、消費税率の引上げとともにこれが廃止されることで消費者の需要喚起をというふうに考えていたところ、初年度課税をやられると意味がないというような観点から、年末の税制改正に向けて、ここも非常に大きな焦点になっていくところですよ。

したがって、私個人的な要望としては、税調答申としては、グリーン化のメリットを引き続き自動車税においても継承していくことが重要だという点を強調していただきたいですし、それは十分書いてあります。

それから、同時に、これまでのグリーン化で随分税収も自治体としては失ってきております。そして、取得税の廃止に伴って、初年度課税をちゃんとやれなければ、自治体の税収が失われるということになります。したがって、その点、つまり、財源調達の機能とグリーン化機能と両方を自動車税できちんと継承していく必要があるということを、つまり、財源調達機能の継承というところもしっかり書いていただきたいと思っておりますし、取得税の廃止に対しては、代替財源をちゃんと手当てすべきではないかというふうに書き込んでいただきたいと思っております。

それから、将来的にグリーン化というのは、東京都の実績もちゃんと書き込んでいただいておりますが、このグリーン化にしましても、グリーン化をやると非常にインセンティブ効果が働いて、どんどん燃費が上がっていきます。これはいいことなんですけど、同時に税収が失われていくので、常にグリーン化を入れますと、技術進歩に合わせて基準をちゃんと強化していかないと、税収がどんどん消えていきますので、これを入れますと、絶えざる基準の厳格化といいますか、それが同時に環境にもいいことになりまして、税収上、調達上もいいことになりますので、こういったことが視点としては大事になってくるということもあわせて書いておいていただければと思います。

以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 途中で中座しなければいけないので、済みません、まだ御説明はないのですけれども、先のところでも意見があるので、まとめて。

【小委員長】 地方財政調整制度も含めてですか。

【委員】 はい。

まず30ページのところの控除ですけれども、〇〇委員がおっしゃったように、まさに課税ベースが個人所得課税では小さくなっていることをもってはっきり書くべきだと思います。具体的に数字を出してもいいのではないかと。つまり、広義の所得控除、給与所得控除、公的年金控除も入れて、また人的控除ですとか、さまざまな所得控除によって、6割から7割ぐらい所得の課税対象から外れているということですから、これをはっきり書いて、いかに課税ベースが小さくなっているかを示す。これが結局は所得再分配機能を発揮させることに対して脆弱な個人所得課税にしているということをはっきり書くべきではないかと思います。それを皆さんに御理解をいただくことで、もう少し課税ベース拡大ないしは所得控除から税額控除への改編という発想をしっかりと打ち出していくことが重要だと思います。

ご説明があったところはここまでなのですが、済みません、まだ御説明がない中で、ひょっとすると勘違いがあるかもしれないので申し訳ないことですが、私から申し上げたいところは、43ページの地方法人税のところ。地方法人税のところ、その前に地方法人特別税の話があってということですが、43ページの下から4行目のところで「地方分権の流れに逆行している」と。実は40ページの下から1～2行目に「地方分権改革の流れに逆行している」という似たような文言があって、「改革」があるのかないのかというがあるので、そこは平仄を合わせていただきたいというだけです。

それと、この地方法人税の最後の締めくくりです。結局、国税化することには合理性・正当性がないということ強調しているわりには、結局どうしろということについては、はっきり言って何も書いていない。おととしの答申では、これは地方法人特別税に関して書いてあるわけですが、おととしの33ページには、「国はこの措置を撤廃し、法人事業税に直ちに復元すべきである」とはっきり書いてあるわけですね。それぐらいの意気込みを地方法人税でも書いたらどうですか。合理性・正当性がないということであれば、そこははっきり言わないと、結局何も言っていないも同然のような話になってしまうのではないかと。正当性がないと言いながら、そこは私ははっきり書くべきだと思います。

それから、48ページから始まる番号制度のところですが、これは恐らく昨年を踏襲しておられると思います。別にそこは特に問題ないのですが、実は昨年から今年までの議論の中で、介護保険において、いわゆる補足給付ですね。高齢者で低所得の介護施設入居者に対しては、食費、居住費を補足給付を出すという仕組みがあるのですけれども、低所得と言いながら、たくさん資産を持っておられる方にまで給付を出すというのはいかがなものかという話で、給付の際には資産勘案をするという話が出てまいりました。これは来年度から実施するというので法律は通ったわけです。けれども、マイナンバーはまだ施行されていないのでできないのですけれども、一応市町村には生活保護行政で培っているミーンズテストを利用しながら、金融資産について捕捉しながら、補足給付を出すか出さないかというところのある種のミーンズテストをするという形になるという予定です。しかし、やはりマイナンバーがあったほうがいいと。そこで、固定資産税の課税対象資産に対しては、税制の中でももう少しマイナンバーを活用しながら徴税や情報提供ができるのではないかと。さすがに金融資産とか、預金までこの文書に入れてしまうのはいかがかと。書けるなら書いてもいいけれども、ちょっとのれんに腕押しという感じがあると思います。

特に、固定資産税の場合は、東京都ならではという意味で言えば、基礎自治体の域を超えた形で、これは23区だけですけれども、番号を振れると。つまり、今の固定資産税を資産勘案という話にするときの悩みは、区市町村が保険者である介護保険でありながら、結局、みずからの区市町村の中に置かれている固定資産ならば、当

然台帳があるからわかるけれども、他の区市町村に保有しておられる固定資産までは把握できないという悩みがある。これが、マイナンバーがつくと問題が解決できるのになという話が実はあります。

そういう意味で言うと、東京都は固定資産税を課税しているので、言える立場だろうと思うので、固定資産税の課税対象資産についても、その保有者についてマイナンバーをうまく活用すると。これは実は登記にまで至らなければいけないので、言うは易し、実行するのはもう一段、二段、工夫が必要ですけども、でも、何も言わないよりかは、固定資産税についてもマイナンバーを活用して、資産保有者についてよりの確に把握して、課税の適正化にも役立てるようにできる、というあたりを少し追加して書いてみてはどうかと思います。

最後に1点だけなんですけれども、最後の58ページのところで償却資産に関してのことが書かれているんですが、小規模宅地の軽減措置もいかがなものかと私は思うのですね。6分の1まで軽減している軽減措置をなんとか4分の1ぐらいまで戻すようなことを考えてはどうかと。そういう意味では、償却資産について慎重な検討と言いながら、そもそも小規模宅地について取らないのかと。土地でしょうと。なぜそもそもの課税対象について軽減措置を放置しているんだということは、あわせて書くべきではないかと思います。

以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。

〇〇委員。

【委員】 済みません、中座させていただくので。

幾つかありますが、最後の50ページのところだけお願いしておきます。上から6～7行目でしょうか。個人情報情報が漏洩するのではないかとというようなことで懸念の声があるというところですが、懸念の声というよりも、この表現ではなくて、諸外国の例を踏まえというふうにさせていただけないかな。今日の報告でも随分諸外国の例がありましたけれども、個人情報の悪用は諸外国の例がいっぱいあるので、これをぜひ踏まえて御検討いただきたいと思います。

これだけ申し上げて失礼します。

【小委員長】 ありがとうございます。

進行の不手際で説明のところまで行く前に御意見をいただいてしまっておりますが、所得税に関して、車体課税に関して、いかがでしょうか。〇〇委員、どうぞ。

【委員】 環境のほうに関してのお話、車体課税に関してのところなんですけれども、これは毎回申し上げているので、毎回のことなんですけれども、これまでの税のあり方というのは、道路を壊すから、また、道路をつくるために財源が必要だから自動車課税をしているというシナリオだったと思うのです。しかし、いまは環境負荷が大きいものに対する課税というスタイルに変わってきている。このことを踏まえて、道路に余り関係なかったとしても、例えば個人が道路や車を使わずに、もっと公共交通機関を使うようなモーダルシフトを促すような形で財源を使っていくことというのは、恐らく東京都としてはとてもふさわしいんだと思うんです。公共交通機関が発達しているからです。このようなモーダルシフトのような考え方を後押しするような形でこういう財源を使っていくというのも、一つあり得る方向だと思っているということを申させていただいてきているんです。とりわけ今回の答申のように全体のトーンとして、環境負荷だから税を課すんだというふうに変ってきているのだとしたら、なおさらそういう打ち出し方もあっていいのではないかとというふうに思っているということだけお伝えしたいと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。

〇〇委員の何度も言われていること、実はよくわかっていて、この素案をつくる段階でも、何かうまく取り入れられないかなという相談をしたのですが、これを税制の中にどう書いたらいいのかが悩ましいところがございます。今、また御発言がございましたので、果たして可能なかどうか、また考えさせていただきたいと思いま

す。

【委員】 ありがとうございます。

【小委員長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 環境負荷に対する課税ということであるならば、ちょっと○○委員が言ったことと違ってくるんですが、税はなくなったほうがいいんですよね。負荷がゼロになれば。環境税というのは、僕は税収調達のためにあるとは思っていません、外部性をコントロールするための政策と思っていますから、悪いことがなくなれば、税収がゼロになるのが一番いい状態だと。なので、今回はこれは都庁さんの政治の話になると思うんですが、どう捉えるか。○○委員の話も関連するんですけども、こういった税をどういった税として捉えるか、もうちょっと議論が今後あったほうがいい。

あと、言葉なんです、環境性能割というのは何なんですか。地方税何々割、我々の通常の言語と違う言葉の使い方をされることが多いので、表現もちょっと考えていただければいいかな。説明も。それだけです。

【小委員長】 ありがとうございます。

どうぞ、○○委員。

【委員】 環境税ゼロになればいいと言うのですけれども、必ずゼロにならないのは、外部性を内部化するためには、どうしたって外部費用がある部分は税が残って…。

【委員】 税収がゼロですね。税がゼロ。

【委員】 だから、その辺のところは、税を入れていて初めて均衡点に達しますから、税はずっと、税収はその分残っているというふうに御理解いただけたらと思います。

【委員】 でも、テクノロジーが進んでいけば。

【委員】 外部費用がなくなれば。

【委員】 なくなれば、税収はゼロになると言っていました。

【委員】 そこはまあまあ。

【小委員長】 わかりました。先ほど○○委員からは、車体課税における財源調達機能が余り書いていないというお話がありますが、今のお三方、あるいは会長も含めて御発言いただいたことを全部合わせると、財源調達機能をここで強調するとどうかなと思うところが実はあるのです。そこで今はこういう表現になっているのです。御意見をいただいたので、どういうふうにまとめるか、ちょっと考えさせていただきます。

○○委員、どうぞ。

【委員】 これも毎回繰り返し言っていることで、別に答申に載るとは思いませんけれども、一応意見だけ述べさせていただきます。

30ページの先ほどの配偶者控除の問題でありますけれども、私は修文としては中立のところには括弧をつけていただきたいということでもあります。簡単に言えば、この議論というのは、配偶者控除のある点で、パートタイマーに多く働き方を誘導しているという意味で中立的でないという言い方になると思いますけれども、それ自体が非常に空想の世界であって、そんな甘い話ではないです。要は、この議論が形成されたというのは、まだ日本が完全雇用とか男性稼得モデルができていた1980年代でありまして、もう時代に合っていない。ほとんどこんな配偶者控除のところでも別に働き方を選択しているわけではなくて、そもそもまともな正規・常勤の仕事がないということで、そうせざるを得ないということなのです。女性総合職の可能性があった均等法施行時のイメージで、全く時代錯誤であります。

その上で、「働き方の選択の中立的」という非常に非中立的な表現が気に入りません。つまり、全員働くことが当然であって、働かない方向に誘導することが「ゆがめている」という発想は、前提として全員働くことが中立的であるという極めてイデオロギー的な主張になっていると。本来ならば「生き方の選択」ですから、専業し

ゆふになるか働くかを選択するのに対して中立的であるべきであるというのが本来の中立性である。非常に一律的な、非常にゆがんだイデオロギーを前提に、それを「中立」と表現しているということ自体、私は全く理解できない。

先ほどの実効税率の議論と同じなんですけれども、税制の議論というのは、妄想が多く、全く議論を聞いているだけで気持ち悪くなるという議論が多いんですけれども、ここもそうであります。というようなことを答申に書くことにはできないと思いますので、一応言わせていただいただけ言わせていただきます。「生き方の選択」に対して本来書いていただきたいということです。「働き方の選択」というのは、働くことを強制した上で、その働き方について「中立的」ということです。要は簡単に言えば、低賃金のパートでもっと長時間働けという意味ですよ。ね。「働き方に中立的」などと言っている方々は、何も正社員にするなんて誰も考えていないわけですよ。この「働き方の中立」という発想は、つまり、今までは、長時間へとへとになるまで主婦をこき使おうと思っていたけれども、配偶者控除があるからブレーキがかかって、この程度の時間でこき使うのをやめていたけれども、もっと長時間こき使ってやりたいと、こういう発想ですよ。それを「働き方の中立」と称しているわけです。私は税制の議論というのは非常識な議論が横行していて、全く聞くにたえないということになります。そういう人たちがそういう議論をしているので、私としてはこれはおかしいと言わざるを得ない。あえて修正すれば、「生き方の選択に対して中立的な」というふうに書いていただきたいと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。

今回のこの文章は、先ほどの〇〇委員から税率の話もございましたけれども、基本的に小委員会の中で出た議論を踏まえて、議論がかなりあったところについて書かれているので、例えば財源調達機能を高めるために税率をどうすべきかということ、それから、税額控除の点をどうすべきかということについて、まだそこまで踏み込めないかなというふうには思っておりました。ただし、課税ベースのことについて、あるいは控除のことについてはいろいろ議論がございましたので、こういう形で書いております。

ただ、今、〇〇委員からもお話がございましたとおり、表現については、確かにこれは、「との議論がある」となっています。誰が言っているのだという問題はあるのですが、ここの書き方については、もう一度読み直しまして、言葉遣いに気をつけさせていただきたいと思います。

それでは、次にいってよろしいでしょうか。

それでは、第Ⅲ部、地方財政調整制度について説明をお願いします。

【税制調査課長】 37ページをお開きください。

1の財政調整の意義は、昨年度中間報告をそのまま踏襲しております。

2の地方交付税制度のあり方でございますが、こちらは38ページのほうにいきまして、下から2つ目のパラグラフを追加変更しております。このパラグラフは臨時財政対策債について書いております。国税5税では交付税総額を賄いきれないため、国は、従来の交付税特別会計による方式をかえて、臨財債を発行し、その発行可能額相当額を基準財政重要額から控除している。そのため、臨財債発行可能額が増加するほど基準財政需要額が減り、その結果、普通交付税が減少する。赤字地方債である臨財債の発行は、地方財政の健全性を損なうものである、と入れております。

また、次のパラグラフは、後半の「地方交付税原資となる国税五税の総額確保を重視すべきであるとの意見があった」というところは、去年と同じなんですけれども、上のところで「地方交付税制度を持続可能な制度としますとか、2行目の後ろから「加算の仕組みは臨時財政対策債のあり方の見直しを行うとともに」というところを新しく入れております。

39ページにまいりまして、3の地方財政調整制度を巡る論点でございます。

40ページにいきまして、地方法人特別税、同譲与税につきましては、昨年度の中間報告では、昨年度の中間

報告の35ページぐらいなんですけど、これは、暫定措置が三位一体改革による地方交付税等総額の削減が財政力の弱い地方自治体の財政を大きく圧迫し、その困窮を招いたことが背景となって行われた、という背景を書いていたんですが、三位一体改革の話がちよっと古いというお話もいろいろありまして、今回は入れておりません。

41ページの2つ目のポツでは、この暫定措置は、今の状況ですけれども、本来、地方消費税率引上げに伴って暫定措置を廃止して地方税を復元すべきであったが、26税改では、消費税8%段階においては、その3分の1を復元するにとどまった、ということを書いております。

次の段落が、さらに、26年の税改では、消費税率10%段階においては、地方法人特別税・同譲与税を廃止するとしながらも、現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討する、と書かれていますので、そこの内容を説明して、その次には、全国知事会などから、単に法人事業税を復元するだけでは地域間の税収格差が拡大するので、現行制度が持つ偏在是正効果を十分踏まえるべきといった主張がされているとして、この主張に対して、41ページの最下段のパラグラフと次の42ページの最初のほうのパラグラフで反論をしておりますけれども、この反論の仕方のところは、税源偏在はそんなに存在していないとか、戻しても偏在度は拡大しないといった内容で、こちらは昨年度も書いておりましたし、本日、参考資料でお配りしましたけれども、先週、〇〇会長が総務省検討会で発表された内容と同じでございます。

42ページの2つ目のポツですけれども、ここは、そうした反論をして、偏在性の小さい地方消費税が拡充されることにより、税収格差は、暫定措置導入前より縮小しており、さらなる「他の偏在是正措置」を検討する根拠は明確でない、としております。

次のところは、前回は書いておりました、この辺はずっと同じで、43ページにいきまして(3)地方法人税。こちらは、昨年度の段階ではまだ偏在是正措置、新しいのが検討されているというところだったのですが、今回、導入されてしまったので、この項目をつくっております、2つ目のポツの後半ですが、26年度税改では、10%段階において法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進めるとしているということ、今の背景を書いていまして、それに対して一番下のポツですけれども、地方の税源を国税化することは地方分権の流れに逆行しているということで、法人住民税はこのように大事ですということは、昨年と同様に書いております。

44ページにまいりまして、(4)地方譲与税の譲与制限等。こちらは、24年度中間報告に載せておりましたので、昨年と今年は議論しておりませんが、状況が変わっていないので、そのまま持ってきております。

45ページにまいりまして、(5)今後の議論に向けては、昨年度、都民の理解と納得の視点などを入れて御議論いただいて書いたところで、今回は特に変更をしておりません。

以上でございます。

【小委員長】 ありがとうございます。

〇〇委員は帰られましたが、もう既に御意見を伺っております。皆様から重ねて御意見をいただければと思います。〇〇委員、どうぞ。

【委員】 38ページの下から2つ目のポツのところなんですけど、これ、わかるのかなというのが1つで、これはそうなんですか。僕、ロジックがわからないんですけれども、それが1つです。

あと、ここでも34番ということで、ほかのところもちゃんと脚注がついているんですけども、脚注の意味は、読んでいる人が原典に当たって、その内容を確認することが目的なので、この書き方だと読んでいる人は原典に当たれないので、当たれるような表現に変えてください。

【小委員長】 参考資料はつけるのですね。

【税制調査課長】 そうですね。脚注の中で2種類ありまして、参考資料「」と書いてあるものは、最終的には巻末にその資料をつけます。

【委員】 別の図書とかそういうことじゃないんですね。

【税制調査課長】 25年度の中間報告を見ていただくとわかると思うんですが、参考資料は、そのところに何ページと書きます。

【委員】 ちゃんと書きますね。

【税制調査課長】 はい。それはわかるようにします。

【委員】 ただ、この表現がよくわからないんですけども。

【小委員長】 臨時財政対策債の仕組みのことですか。

【委員】 臨時債の仕組みも説明が必要かとは思いますが、基準財政需要から控除しているんですか。僕、そこら辺を理解していないんですけども。時間がかかるようだったら、これはもうあれなので、余り議論しませんが。

【小委員長】 この表現について、先ほどと同じ趣旨で検討させていただきます。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。〇〇委員、どうぞ。

【委員】 細かいことですが、37ページの3つ目のボツで、必要なサービスを行うのに十分な収入を確保できない地方団体が存在するとあるんですが、地方団体が多数存在するというふうにしたほうが実情に沿うんじゃないかというふうに思います。

【小委員長】 ありがとうございます。実際、交付団体がほとんどということでございますので。表現は考えさせていただきます。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。〇〇委員、どうぞ。

【委員】 先ほどの〇〇委員のところも確かに表現がおかしくて、「国は、従来の交付税特別会計による方式にかえて、臨時財政対策債を発行し」というのはおかしいので、「発行を予定し」とか、地財計画見込みということですよ。地方財政の健全性を損なうかどうかというのは、これは非常に難しい問題なんですけれども、この後の議論は、個別の地方団体における積算の問題から配分される個別の交付税が減少するというので、仮にそこで発行可能額だけ発行すれば赤字になるということなのですが、ここは個別団体の話にしなくても、地財計画上の収支でそもそも赤字地方債を前提に組んでいるということで、それ自体健全性を害していると言えます。もっとも交付税特会借入方式が健全性を害していないのかと言われると、両方とも問題なんですけれども、健全性を損なうというのは非常に難しい表現です。つまり、健全性を損なうから、発行可能額を発行しないという自治体もあるわけですよ。ただ、それは要は財源の標準的な支出ができないということでの「健全性」なので、それは標準支出ができないという意味で不健全と言えば不健全なので、表現は非常に難しいんです。簡単に言えば、特会借入方式も臨時債方式も基本的には不健全であると。その上で、個別団体で、表面的健全性を保つための臨時債を発行しないという形で、標準以下の支出にすることで表面的健全性を維持することはできるけれども、そもそも、そうした標準未達の財政運営が本質的不健全であると。財政の支出レベルを健全性を保てば、収入が不健全になるけれども、その責任は特会借入で、国が借金返済を負うのではなくて自治体を負うということになって、国と自治体の間での不公正な配分になると。交付税本来であれば、仮に特会借入であれば、その後の配分の負担は誰が負うかはともかくとして、表面的にはまず国が負うということになるので、健全、不健全の危険負担の配分が変わっているということなので、とにかくこれは表現は非常に難しいと。結局いろいろ言ったあげく、何を言っているんだかよくわからないかもしれませんが、とにかく表現が非常に難しいですが、「臨時債を発行し」というのだけは間違いであると。

【小委員長】 わかりました。ありがとうございます。御発言、恐らく議事録が出てきますので、それを見て、どういう表現が正確なのか考えさせていただきたいと思います。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 3つの税が1つに重なっていくんですけども、申し上げたいことは1点です。

先ほど、43ページ目のところで〇〇委員が地方法人税は合理性・正当性がないから返せという話でしたけれども、合理性・正当性がないとしても、まあしょうがないだろうと思っている人がいるということだけは申し上げなければいけないと思います。

ただし、その上でですけれども、地方法人特別税に関しては、返せと言えますし、それと同じように、譲与税だって正々堂々返せというふうに僕は申し上げていいのではないかと思います。なぜかというならば、地方法人税というところできちんと譲ってやっているんだから、細かいところでちょこちょこ財源を出し入れするなどののは、むしろ僕は胸を張って言えるのではないかと思います。

あと、これは1つだけ唯一〇〇委員と同じ意見なんですけど、固定資産税の小規模宅地に関する控除というものは、見直すことによって、恐らくこれはタックススペースを広げるという意味だけではなくて、実はまちづくり等でもいきるのではないかと。狭小な住宅に対する課税免除があることで、まちづくり上、所有者のインセンティブが開発に対して後ろ向きになってしまう、たとえば、駅前商店街等で2階にだけ家を設けてしまうようなことも起きているとも聞いておりますので、ここは慎重に議論をし、ぜひ前向きに踏み出していただくことがあっていいのではないかと僕も思っています。

【小委員長】 ありがとうございます。固定資産税の話は「その他の検討事項」に入っています。それから、地方法人税についての御意見は承りました。

ほか、いかがでしょうか。〇〇委員、先ほどと関連で、ここでも出てきましたので。〇〇委員、どうぞ。

【委員】 済みません、読み飛ばしまして、このところにかなりはつきり書かれており、よくわかりました。

この論理はよくわかりましたので、41ページの最後のポツのところ、各都道府県の人口1人当たり道府県税収の最大値を最小値で割った値がという形で書かれてありますが、こう見ると、こちらの〇〇会長の資料にも、7ページですか、多分これを絵にしたやつが書いてあって、これはこういう形で、ああ、なるほどということ。ただ、これは地方税収全体ですよ。偏在性はだいぶなくなってきたということを強調されている。これはなるほどという一つの説得力ある証拠だと思いました。

ただ、なお、この格差ですら正すべきだという考え方は一方にある一方、東京都としては、この程度の格差はということなんだと思います。と受けとめました。

しかし、一方で法人課税を単独で取り上げると、なお格差があるのではないかと議論もあり得ると思いますし、そのときに、もう少し補強で、こちらの〇〇会長のプレゼン資料にある10ページの、要するに、格差が仮に法人課税で残るとしても、それはゼロにすべき、対象格差をなくすという対象ではなくて、行政サービスとの対価、受益関係ということに立脚して議論すべきであって、その場合には、一定の格差というのはむしろ根拠があるんだというふうに積極的に書いておかれるほうが、注38で打ってある資料もいいんですけども、見ていると、この根拠を出されておくほうがいいのか。つまり、残存する格差に対しては、むしろ根拠があるということを積極的に言っていくということなのかなというふうに思いました。

それから、地方法人特別税、同譲与税の事業税の復元は、もっと全面的にはつきり書かれたほうがいいのかと思います。消費税10%引き上げ時に一応廃止とうたっているんですが、総務省の方々と議論すると、そこは曖昧ですよ。できれば、せっかく国税化したので、手段としてキープしておきたいみたいなところがあって、何を言っているんだろうなというふうに思うんですけども、ここは東京都の立場からはつきり10%段階で戻すべきだということを強く打ち出して、これは地方独自の固有の財源なんだと言っていたきたいと思います。

ただ、地方法人税については、東京都の観点としては、これを交付税財源とすることは反対だということだと思います。私はこれは税源交換論としてあり得るのかなというふうに個人的には考えているんですけども、東京都としてはここをはつきりさせる。どっちにしてもいいのかなと思うのは、法人住民税がある種一部とはいえ地方の共有の財布みたいになってしまうということですよ。それがいいのかな。地方共有税という言葉

使っているかわからないですが、そうしてしまうことに対して疑問を呈しておかれる。つまり、東京都の税収であり、東京都の課税自主権が及ぶ範囲の外にいつまでもということの問題性というのをちゃんと書いておかれるといいのではないかと思います。

以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。

特に地方法人税のほうにつきましては、意見をどう書くかということについて、検討させていただきます。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 法人税のところは随分意見が出ているので、これ以上何かつけ加えて申し上げることはないんですけども、1点だけ、44ページの地方譲与税の譲与制限のところでは気になったのがあるんですが、下から2つ目のポツで、平準化機能で、不交付団体ということで譲与制限を行うのは二重の財政調整であり、公平性の点で問題があるということで、こういう形で批判をしているんですけども、そもそも譲与税というのは配分権が国にあるので、こういうふうに言うのはちょっと厳しいかなという感じも気になっていて、むしろ、例えばその税をとることによって、それに対する財政需要というのが、それに見合う財政需要が都にある以上、そこに配慮してきちんと配分すべきでないかというような説明ができるのではないですか。

【委員】 譲与税は別に財政需要と関係ないですね。

【委員】 だけど、燃料とか。

【委員】 揮発油、昔の道路譲与税ですね。

【委員】 そうそう。というようなところを何かもう一つ入れておくほうがいいのかという、書き方の問題だと思うんですけども、ちょっと気になりました。

【小委員長】 この点は、もう一度御発言の記録を読ませていただいて考えさせていただきます。

ほかには、よろしいでしょうか。

それでは、最後の「その他の検討事項」について、御説明をお願いします。

【税制調査課長】 47ページからでございます。その他の検討事項で、最初に1公平な徴収を担保する仕組みでございます。(1)公平で確実な所得の捕捉、課税、徴収につきましては変えておりませんで、48ページの上のほうですね。アメリカの滞納整理の具体例を少し加えた程度でございます。

48ページ真ん中、(2)番号制度でございますが、ほぼ昨年度中間報告を踏襲しております。

50ページにいきまして、租税教育。こちら24年度に議論してまとめた項目で変更ありません。

52ページにまいりまして、2のこれからの固定資産税制でございます。

固定資産税については24年度に議論をしております、そのときは、少子・高齢社会における固定資産税制で高齢者への対応とかまちづくり等への活用のあり方ということで、防災まちづくりのための政策税制についてまとめておりました。

今年度は、最初に(1)固定資産税の意義という項目を新たにつくりまして、最初の3つのポツで、意義とか規模を述べておまして、(1)の4つ目のポツで少子・高齢化、人口減少社会の本格的な到来とそれによる支出等の増加が見込まれる中、こうした課題に対応するため、固定資産税収の安定的な確保を図ることが重要。その際には、高齢化への対応や災害に強いまちづくりに向けた取組、その税負担のあり方を含めた総合的な政策パッケージとして固定資産税のあり方を検討していく必要がある、というふうに小委員会での御意見なども踏まえて書きました。

次に、まちづくり等への活用のあり方でございますが、24年度のときは防災関係の税制についてまとめて書いてあったんですが、今回は53ページにありますように「高度な防災都市の実現に向けて」というのと、55ページの「地域の実情に応じた固定資産全額の構築」ということで、2つ分けております。

防災都市のほうなんですけれども、53ページの防災都市の実現の1個目ですけれども、ここは同じですね、済みません。

53ページの下から、不燃化のところですね。不燃化のことは24年度も書いておりましたけれども、それについて54ページにまいりまして、1つ目のポツで、都のほうで不燃化について不燃化特区という限られた地域において不燃化のために建替えを行った住宅について固定資産税・都市計画税の全額を一定期間免除する措置を始めましたので、それを書いております。

また、空き家については、これも24年度にいろいろ書いておりましたけれども、下から2つ目のポツのところ、東京都は26年度より、上と同じ不燃化特区という制度と同じ制度で、老朽住宅を除却した土地に係る固定資産税・都市計画税を住宅用地と同等になるように一定期間軽減する措置を実施し、老朽家屋の除却による都市の防災性の向上に取り組んでいるということを始めましたので、書いております。

不燃化特区というのは、区と都で話し合っ、木密地域のところでつくってまして、特に空き家の老朽住宅の除却した土地については、区のほうできちんと整備されているというお墨つきを得た土地について限定して実施しているものでございます。

55ページが地域の実情に応じた固定資産税制の構築ということで、こちらは新しい項目で、都はこれまで、住民の定住確保や地価の著しい高騰に伴う都民の負担緩和を目的とした小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減など、様々な措置をやってきたと。

しかし、現行の固定資産税制では、市町村の裁量の余地が少なく、不均一課税ですとか超過税率、軽減税率の適用が市町村の裁量でできるようになっているに過ぎず、全国一律の制度を適用することが地域の实情にそぐわない場合も多い、としています。

例えばということで、住宅用地に係る課税標準について、現行では評価額の一定割合を全国一律に定めておりますが、地価水準には著しい地域格差があるので、標準税率を適用した1平方メートル当たりの固定資産税額も地域により大きく異なります。その差は、住宅用地に係る固定資産税の納税者の多くが納税原資としていると考えられる給与収入の地域差に比べて相当程度大きい、としました。

ただ、社会経済状況や地価動向など、固定資産税を取り巻く環境は大きく変化しておりますので、地域によって様々ですので、まちづくりに密接な関連を有する固定資産税制については、地方分権時代にふさわしい地域の实情に合った制度を構築するという観点から、今後検討していく必要があると。

55ページ最後のパラグラフですが、税負担の軽重は、本来税率によって示すのがわかりやすいと。また、固定資産税の標準税率は、今、土地、家屋、償却の三資産全体に対して定められておりますが、地域の特性に応じて実質的に課税ベースの異なるそれぞれの資産ごとにふさわしい税率を設定できるようにすることが望ましいと。こちらは、小委員会でもいろいろ御議論いただいたところを踏まえて書いております。

ただ、一方、土地に係る固定資産税は、長年にわたり改正を重ね現在の姿に至っていることから、現行制度の枠組みを活用しつつ改革を行っていくことが重要ではないかとしておりまして、その中で地域の实情に合った固定資産税制のために考えられる制度として、地域決定型地方税制特例措置、いわゆる「わがまち特例」と条例減額制度があげられます。わがまち特例については、今年度の小委員会でちょっと議論させていただきまして、条例減額制度についても御意見をいただいております。

それで、次のパラグラフで、わがまち特例というのはこういうもの、条例減額制度というのはこういうものという説明をしております。

下から3つ目のポツですが、まちづくりの方向性や税負担の影響が地域によって異なることを踏まえると、わがまち特例や条例減額制度を活用し、地域の特性に応じた選択を可能とすることが考えられる、というふうにしております。

56ページの最後の2つのパラグラフは、都市計画税の制限税率を緩和すべきではないかという話で、これは24年度と同じでございます。

そして、57ページに進みまして、(3)の少子・高齢社会における固定資産税ですが、こちらは24年度で検討しておりますが、最初、高齢者は固定資産を所有するが、退職して所得水準は低いという場合が多いと。調査によれば、東京都における高齢者の持ち家比率は68.8%になっていると。持ち家世帯に占める世帯主65歳以上の世帯の割合も35.7%と高くなっている。さらに、世帯主65歳以上の持ち家世帯に占める、世帯の年間収入額が300万未満の世帯の割合は35.2%となっている、としております。

次のポツからは、小委員会の御議論を踏まえて書きましたけれども、少子・高齢化と2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けての再開発等により地価が上昇した場合、固定資産税の負担がいつそう重くなる高齢の納税者の増加が予想され、今後、そのような高齢者への対応が求められる。

仮に、高齢者がその所有する固定資産を手放すことになった場合でも、住み慣れた地域で暮らしが営めるよう、その他の事業部門との連携が重要ということです。

少子・高齢社会における固定資産税制を考えるときには、税制の問題と住宅政策や低所得者をはじめとした社会保険の問題を総合的に検討していく必要がある、としております。

最後の(4)のその他ですけれども、こちらは、上の3つは24年度から変えておりません。4つ目のポツは、25年度では法人のところに書いてあったんですけども、それをこちらに持ってきたものでございます。

説明は以上でございます。

【小委員長】 既に〇〇委員からも御発言がございました。〇〇委員からも御発言がございましたが、改めてこの項について御意見をいただければと思います。〇〇委員、どうぞ。

【委員】 以前にわがまち特例のことをここで議論したときには、やはり税率のほうが都民に対してわかりやすいので、課税ベースで特例としてしまうよりは、税率をきっちりいじるほうがいいんじゃないかという意見がわりと多かったという印象を持っていて、これだと、わがまち特例を活用することについてポジティブな書き方になっていて、ここでの議論と違いがあるのですけれども、そのあたり、もう少し工夫してもいいかなというふうに思いました。

【小委員長】 ありがとうございます。

ここでの御意見、今日の御発言を踏まえて、この文章についてはちょっと考えさせていただきますが、その点、どうでしょう。確かにわがまち特例を議論したときに、先ほど〇〇委員もございましたが、特に住宅用地のなどをあげて、評価の仕方について資料を示して議論しました。そこを踏まえて、この書き方は、まだちょっと課税ベースの特例寄りだという感じがするという御意見ですね。

ほか、いかがでしょうか。

先ほどの〇〇委員の御発言だと、どこになってきますか。55ページですかね。

【委員】 入れるところですか。

【小委員長】 入れるとするとどこにいつちやいますかね。入れるかどうか、まだ何とも言えませんけれども。

【委員】 だとしたら、償却資産のところの下、58ページの最後、小規模住宅に対する扱い、固定資産税の課税ベースのあり方だと思うので、この場合は償却資産が真上にあがっているんですが、償却資産改革並びという印象で僕はしゃべりました。でも、今先生がおっしゃっている意味もわかりますけれども。

【小委員長】 これについての表現は、過去の小委員会の議事録ももう一回読み直させていただいて、トーンを検討させていただきます。

ほかにはいかがでしょうか。大体よろしいでしょうか。〇〇委員、どうぞ。

【委員】 57ページのところで、高齢社会における固定資産税というのはなかなか深刻な問題だと思います。

考え方の問題として、土地・家屋の固定資産税も土地・家屋の資産から払うのではなくて、所得から払うのだということになると、これまた一つの考え方として難しいですが、それは実態問題としてはそういう側面もあるでしょうというのはそのとおりなんですけれども。

3つ目のパラグラフですね。高齢者は、その所有する固定資産を手放すことになると、社会保障上相当な問題になるだろうと。答申案の表現のような、住み慣れた地域で安定的な暮らしが営めるようななどという甘い対応ができるとはちょっと思えないというのが正直なところです。厚生労働省の地域包括ケアの図は植木鉢のように書いているんですけども、人間は、植木鉢じゃないので、地域包括ケアができたからといって、住み慣れたところから引き離されたら、急に体調が悪くなるというのを考えると、これはかなり危ない話であります。目先の税収を求めて、膨大な要介護状態の悪化とか、さまざまな問題を引き起こすという可能性が非常にあるので、高齢者が所有する固定資産を手放す方向で議論をしているというのは、いささかまずいのではないかなという気はしています。

ただ一方で、土地・家屋を持っている高齢者世帯と土地・家屋を持っていない借家に住んでいる高齢者世帯の公平と、これまたすごく深刻な問題であります。要は、死ぬまで家賃を払い続けなければならない高齢者、これまた大変な話で、こっちの公平は、それはそれとしてどうするんだという問題はあろうかと思えます。

本来ならば、高齢者が住んでいるときに払えないけれども、固定資産に対して課税しているんだったら、死んだときに全部払ってもらおうと。滞納といいますか、蓄積しておいてですね。それなら別に重課しても構わない。死んだときに払えと言うんだったら、それは構わないと思いますけれども、生きているときに払って追い出すというのは、公的地上げであって、ちょっと問題なんじゃないかなと思います。もつとも、じいさんが死んで溜まった固定資産税をばあさんが払わされたら、それは困るでしょうから、制度の作り方は簡単ではないですが。

【小委員長】 ありがとうございます。

ここの点の書き方も、御意見を承りましたので、工夫させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

【委員】 済みません。時間を過ぎているのに。教えていただきたいんですけども、今お話しのところ、リバースモーゲージがすぐ頭に浮かぶわけですが、リバースモーゲージの場合、基本的に民間だとするならば、死後納税みたいなものというのは相続税とつり合いはどうするんですか。〇〇委員に質問なのか。わからないですけれども。

【委員】 素人にそういう難しいことを聞かれても困るんですけども、固定資産から払えと言うんだったら、資産から払えばいいと。所得から払うわけじゃないと。

【小委員長】 現状で、例えば仮に固定資産税を滞納されている方が亡くなった場合、その場合は固定資産税を都が徴収するということはあるのですか。

【税制部長】 相続人からいただく。納税義務の承継ということで。

【小委員長】 相続を放棄しなければ、その人からいただくと。

【委員】 オーバーしちゃうと相続放棄になる。

【税制部長】 放棄だと相続人がいなくなりますので、相続財産管理人を選任をして、相続財産からいただくというのが。

【小委員長】 要するに、それを処分したときに、その売上からいただくと。

【税制部長】 はい。

【委員】 だから、社会政策的に言えば、高齢者の現住の土地家屋に関する固定資産税に関しては滞納を奨励すればよい。死んだときに払ってもらえばよいと。相続者は、自分の財産じゃないものを親が死んだからといってもらうというのは、それは余得なのであって、先に税金を払え、相続はその残りだ、というのは公平だと思います。また、行政として「滞納しろ」というのはやはりちょっとおかしいので、納税猶予で死後に払ってくれと

いうふうにしていただきたいと思います。

【小委員長】 御意見はわかりました。どう書くかについては工夫をさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。ほかにはよろしいですか。

それでは、一応答申（素案）について最後まで検討させていただきました。ただいまいただいた御意見を踏まえて、会長と私が、事務局と相談しながら案文作成を進めてまいります。作成した案文は、次回第6回の小委員会でお示ししますので、再度御意見をいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から今後の日程の説明をお願いします。

【税制調査課長】 第6回小委員会の開催日時ですが、10月27日の月曜日の午前10時から、今日と同じこの会議室ですね。第二庁舎の31階特別会議室24で開催いたします。

日程については以上でございます。

【小委員長】 それでは、本日の議事を終了いたします。

本日はお忙しい中をお集まりいただきありがとうございました。ちょっと時間を過ぎて申し訳ございません。これもちまして第5回の小委員会を閉会とさせていただきます。

— 了 —